

## 改葬許可申請をするにあたって

「改葬」とは・・・

お墓（又は納骨堂）に納められているお骨を、別のお墓に移動させることを改葬と  
いいます。改葬を行うためには、現在お骨が納められているお墓を所管する市町村  
が発行する改葬許可証が必要です。

許可までの主な流れは次のとおりです。

- ①申請書に必要事項を記入する(記入例参照)。
- ②申請者の住所・氏名（自署又は記名押印）・電話番号を記入する。
- ③現在の遺骨(お墓)の「管理者」の証明をいただく（氏名は自署又は記名押印）。
  - ・お寺や管理組合などの管理者がおらず、実際に墓参・管理をしているのが家族  
や親戚の場合、その方の証明をもらって下さい
  - ・申請者自身が墓参・管理をしている場合、管理者は申請者の欄と同じようにお  
書きください
- ④申請者が墓地使用者でない場合は、承諾書欄に墓地使用者の承諾をいただく（氏  
名は自署又は記名押印）。
  - \* 墓地使用者とは、祭祀（祭事や法事等）を主宰する方のことです。
- ⑤申請書を庄原市役所市民生活課又は各支所市民生活係に提出して下さい。
- ⑥内容を確認し許可証を発行します。
  - \* 発行には数日から数週間かかります。
- ⑦現在の墓地から遺骨を取り出し、改葬先の墓地に許可証を提出し、遺骨の受入を  
お願いして下さい。

※申請者の本人確認ができるもの（運転免許証など）をお持ち下さい。郵送の場合  
は写しを添付してください。

※代理人（申請者でない人）が手続きをする場合は、委任状を提出してください。  
代理人の本人確認ができるもの（運転免許証など）をお持ちください。